

静岡県立大学経営情報イノベーション研究科「経営情報イノベーション研究」投稿規程

(投稿原稿)

- 第1条 投稿原稿は、論文、研究ノート、事例研究、創作、資料、書評、翻訳等とする。投稿原稿は、他の刊行物に投稿中でも発表済みでもないものに限る。

(原稿の言語)

- 第2条 投稿原稿は、原則として日本語もしくは英語で記述する。

(原稿の分野)

- 第3条 投稿原稿は、広く経営情報イノベーションに関わる研究・実践等の報告とする。

(投稿資格者)

- 第4条 本誌の投稿者は、本研究科の専任教員とその共著者に限る。ただし、編集委員会が認めた者はこの限りではない。また、査読論文には本学博士後期課程院生も投稿できる。

(著作権)

- 第5条 掲載された論文等の著作権は静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科に帰属する。ただし、著者が自分の論文を複製・転載等のかたちで利用することはできる。転載する場合、著者または出版社は、その旨編集委員会に書面をもって通知し、掲載先には出典を明記すること。

(投稿)

- 第6条 投稿原稿は、編集委員会へ提出するものとする。投稿原稿が投稿規程や下記第7条に定める執筆要領に添わないと判断された場合、編集委員会は掲載申請を却下したり、著者に原稿の修正を求めることがある。

(原稿の作成)

- 第7条 原稿は、別に定める執筆要領に基づき作成する。

(査読)

- 第8条 査読論文は、査読委員会が決めた2名の査読者により覆面審査される。この覆面審査においては、本学部に所属しない査読者を1名以上含むものとする。査読者は規定の査読票で、総合評価、A（採用）、B（投稿者の修正を求めた上で採用）、C（不採用）判定のうち、両者がA判定の場合はそのまま掲載され、C判定の場合は掲載されない。B判定の場合は、修正した上で掲載される。査読者の片方がB判定以上でもう片方がC判定の場合は査読委員会で掲載の可否を決める。

(校正)

- 第9条 投稿者の校正は、原則として、初校および再校の2回行う。

(雑則)

- 第10条 その他編集に必要な事項は、別に定める。

(規定の改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、本学研究科委員会の議を経て行うものとする。

(その他)

- 第12条 この規定に定めるもののほか、研究誌発行に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

付則

- この規定は、令和3年10月7日より施行する。